

公 示

令和6年度第1回動力車操縦者試験の施行について	… 2
指定整備事業者の行政処分について (株式会社栗原オートサービス)	… 5
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(寝台車)変更認可追加申請事案	… 6

公 示

令和6年度第1回動力車操縦者試験の施行について

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和31年運輸省令第43号。以下「省令」という。）第10条第2項の規定により、令和6年度第1回動力車操縦者試験について、下記のとおり公示する。

令和6年 7月 3日

関東運輸局長
藤 田 礼 子



記

1. 試験を行う運転免許の種類

- (1) 身体検査、適性検査及び筆記試験
甲種電気車運転免許、甲種内燃車運転免許
- (2) 技能試験
甲種電気車運転免許、甲種内燃車運転免許

2. 試験の施行及び期日

- (1) 身体検査
省令第8条の2による別表2の上欄に掲げる項目について医師の診断書を運転免許申請書とともに提出し、その診断書により検査する。
なお、次の筆記試験及び適性検査は、身体検査に合格した者に対してこれを行う。
- (2) 筆記試験
令和6年9月5日（木） 9時45分から
- (3) 適性検査
令和6年9月5日（木） 13時40分から
- (4) 技能試験
技能試験は、身体検査、適性検査及び筆記試験に合格した者に対して行い、期日については、受験者が所属する事業者を通じて通知する。

3. 試験施行の場所

(1) 筆記試験及び適性検査

関東運輸局

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

(2) 技能試験

技能試験は受験者が所属する事業者において実施する。具体的な線区等については、受験者が所属する事業者を通じて別途通知する。

4. 受験の際の携行品及びその他注意事項

(1) 受験票及び筆記用具を持参すること。なお、HBの鉛筆は必ず持参すること。

(2) 矯正眼鏡が必要な者にとっては、矯正眼鏡を持参すること。

5. 運転免許の申請

(1) 申請書類

ア. 省令第5条第3項に定める第1号の2様式による申請書1通

イ. 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあっては、国籍、氏名、生年月日を証する本国領事官の証明書。但し、本国領事官の証明書を提出できない者にとっては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）1通

ウ. 申請前6か月以内に撮影した申請者の写真2枚

(注) 写真は無帽、正面、上3分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの大きさのものを2枚で、必ず裏面に氏名、生年月日及び所属事業者を記載すること。

エ. 省令第9条第1項の規定により試験の一部又は全部の免除を受けようとする者は、免除を受けることができることを証明する書類

オ. 身体検査を必要とする者は、省令第8条の2に定める別表2の上欄に掲げる項目についての医師の診断書

(2) 申請書類の受付期間

令和6年7月5日（金）～令和6年8月6日（火）

月～金（祝日を除く）9：30～18：15

(3) 申請書類の提出先

関東運輸局鉄道部安全指導課

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎17階

電話番号 045-211-7240

6. 合格基準

(1) 身体検査

省令第8条の2に定める別表2の上欄に掲げる項目について行い、その合格基準は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(2) 適性検査

クレペリン検査及び反応速度検査により実施する。なお、合格基準は、クレペリン検査については曲線類型 a、a'、a'～a'f、a'f、a'f～Fa、b、b'、b'f のいずれかであることとし、反応速度検査については正答数の評点3以上かつ誤答数の評点3以上とする。

(3) 筆記試験

動力車の操縦に関する法令に係る科目を10問題200点満点とし120点以上、動力車の構造及び機能に関する科目並びに安全に関する基本的事項及び運転理論に関する科目を併せて10問題200点満点とし120点以上を合格点とする。

(4) 技能試験

省令第8条の5に定める事項について実施し、事項毎に100点満点とし、60点以上を合格点とする。

7. 技能試験において使用する車両等

(1) 受験者が所属する事業者（その事業者が同意した場合は受験者が所属する事業者以外の事業者であっても可）は、運転免許申請書を提出した運輸局の管内において、受けようとする運転免許の種類の種類に必要の鉄道施設又は軌道施設及び車両（鉄道事業法による許可を受けた鉄道事業に使用するもの又は軌道法による特許を受けた運輸事業に使用するものに限る。）並びに運輸局が別途指示するものを自己の負担において準備すること。これらが準備できない場合は、技能試験を実施しない。この場合であっても運転免許手数料は返還しない。

(2) 技能試験中の安全確保は、上記（1）の車両等を準備した事業者が行うこと。

8. 運転免許手数料

(1) 運転免許手数料は省令第22条に定めるとおりであり、運転免許手数料の額に相当する収入印紙を運転免許申請書に貼付し、納付すること。

収入印紙により納付する場合、収入印紙は消印しないこと。

(2) 運転免許申請書を受理した後は、運転免許手数料は返還しない。

9. 合格者の発表方法

合格者の発表は、技能試験の合格者に対して連絡することにより行う。

10. 試験に関する問い合わせ先

関東運輸局鉄道部安全指導課

電話番号 045-211-7240

月～金（祝日を除く） 9：30～18：15

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社栗原オートサービス
代表取締役 栗原 信二
埼玉県北本市本町二丁目61番地

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

株式会社栗原オートサービス
埼玉県桶川市大字坂田925番地の3
認証番号 第4-2718号
指定番号 関東指第4-1680号

3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令
停止期間 令和6年 7月11日 から
令和6年 9月13日 まで 65日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の6第1項及び同法第94条の8第1項第3号の規定違反

令和6年7月10日

関東運輸局長 藤田 礼子

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可追加申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年7月11日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(寝台車)変更認可追加申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B14号 東京寝台自動車 株式会社

1. 令和6年6月28日
2. 特別区・武三地区
3. 運賃及び料金(寝台車)変更認可追加申請の概要

別紙のとおり

時間制運賃

(旧)

大型車

初乗運賃	最初の40分又は走行10キロメートルまで	7,330円
加算運賃	A 2時間又は走行30キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	3,660円
	B Aを超え8時間又は走行120キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	2,750円
	C Bを超え24時間又は走行360キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	2,080円
	D Cを超え64時間又は走行960キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	1,470円
	E 64時間又は走行960キロメートルを超えたとき	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	1,170円

(新)当初申請

大型車

初乗運賃	最初の40分又は走行10キロメートルまで	8,430円
加算運賃	A 2時間又は走行30キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	4,210円
	B Aを超え8時間又は走行120キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	3,160円
	C Bを超え24時間又は走行360キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	2,400円
	D Cを超え64時間又は走行960キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	1,690円
	E 64時間又は走行960キロメートルを超えたとき	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	1,350円

(新)追加申請

大型車

初乗運賃	最初の40分又は走行10キロメートルまで	8,440円
加算運賃	A 2時間又は走行30キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	4,210円
	B Aを超え8時間又は走行120キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	3,160円
	C Bを超え24時間又は走行360キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	2,390円
	D Cを超え64時間又は走行960キロメートルまで	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	1,690円
	E 64時間又は走行960キロメートルを超えたとき	
	20分又は走行5キロメートルまでを増すごとに	1,340円